

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左下「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

保険料のお知らせ

平成25年4月より

■ 後期高齢者支援金分保険料と介護保険料が変わります！

●後期高齢者支援金分保険料※

全ての保険者
(0歳以上75歳未満)

3,200円
新



3,000円
旧

●介護保険料

第2号被保険者
(40歳以上65歳未満)

3,400円
新



3,300円
旧

※ 後期高齢者支援金とは？

保険料の一部である後期高齢者支援金は、高齢者医療を支えるために法律で定められているものであり、全ての被保険者に納付の義務があります(他の保険者でも賦課されているものです)。また、その額は過去の医療費の実績に応じて変動します。

■ 保険料の月額

国民健康保険料	=	医療分保険料	+	後期高齢者支援金分保険料	+	介護分保険料 (40歳以上65歳未満の方)
---------	---	--------	---	--------------	---	--------------------------

		月額	内 訳
			(医療給付分 + 後期高齢者支援金分 + 介護)
甲種組合員	介護保険料あり	22,600	16,000 + 3,200 + 3,400
	介護保険料なし	19,200	16,000 + 3,200
乙種組合員	介護保険料あり	13,600	7,000 + 3,200 + 3,400
	介護保険料なし	10,200	7,000 + 3,200
勤 務 医	介護保険料あり	16,100	9,500 + 3,200 + 3,400
	介護保険料なし	12,700	9,500 + 3,200
甲乙種家族	介護保険料あり	10,600	4,000 + 3,200 + 3,400
	介護保険料なし	7,200	4,000 + 3,200

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者に、**
介護分保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者に負担いただく保険料です。

- 当月分の保険料は、当月の24日に引き落としとなります。
ただし、24日が土・日・祝日の場合は翌営業日になります。

各種申請書は、熊本県歯科医師会ホームページの会員専用ページから、ダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名

パスワード

なお、ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということを守り、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

■ 下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書
- 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書
- B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書
- 委任状

※他の申請書(資格取得届や資格喪失届など)は、組合までご連絡頂いてから郵送いたします。

交通事故は国保組合までご連絡を！！

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者から支払ってもらって、それでケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐには損害賠償をしてくれない、という場合などのときには、国保で治療を受けることができます。

しかし、その場合、国保からの給付はあくまでも一時の立て替えとして治療費を出すわけですから、国保を使う場合は必ず歯科医師国保組合へ届け出ることが必要です。



限度額適用認定証の交付申請

70歳未満の被保険者が、**入院等により医療費が高額になると見込まれる場合**、あらかじめ保険者に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者※1	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 83,400 円)
一般	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (過去1年間で4回目からは 44,400 円)
低所得者	35,400 円 (過去1年間で4回目からは 24,600 円)

※1 上位所得者…その世帯に属する被保険者のすべてについて、**旧ただし書き所得**を合算した額が600万円以上の者
※なお、限度額認定証は保険料を滞納している方には交付できません。ただし、災害等の特別な事情があると認められた場合はこの限りではありません。交付を行わなかった理由が解消されれば交付できますので、再度申請を行ってください。

こんな時どうなる？

Q 月の途中が喪失日の場合、保険料は発生しますか。喪失日までの日割り計算となりますか。

A この場合、当月分の保険料は発生しません。(喪失日までの日割り計算ではありません。) 月の初日が喪失日の場合、前月分の保険料が発生します。但し、保険料が発生しない場合でも、資格喪失のご連絡をいただく時期によっては、当月分として一旦保険料が引落とされることがあります。その場合は、翌月引落分で調整することになります。

喪失日	保険料発生の有無
3/31	3月分は発生しない
4/ 1	3月分が発生する

資格取得手続きの変更について（お知らせ）

平成25年4月1日以降の資格取得の手続きにつきまして、組合員の被保険者資格の厳格な適用を実施するため、組合員の資格取得に際しても住民票の添付を義務付け、規約第4条に定められた地区内に住所を有する者であることの確認をさせていただくことになりました。

つきましては、4月1日以降に資格取得の手続きをされる場合は、必ず住民票（3ヶ月以内に発行されたもの）の提出をお願いいたします。住民票の添付がない場合は、被保険者証を発行できませんので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎資格取得の際に必要な書類

変更前

甲種組合員… 資格取得届、誓約書
乙種組合員… 資格取得届、誓約書
家族… 資格取得届、世帯全員
が記載された住民票



変更後

甲種組合員… 資格取得届、誓約書、住民票
乙種組合員… 資格取得届、誓約書、住民票
家族… 変更なし

【参考】

次に該当する場合は、必ず住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)を添付してください。

(例1)

資格取得日 — 平成25年4月 1日
届出日 — 平成25年4月 1日

(例2)

資格取得日 — 平成25年4月 1日
届出日 — 平成25年3月25日

(例3)

資格取得日 — 平成25年3月 1日
届出日 — 平成25年4月 1日

お知らせ♪

阿蘇ファームランド

特別優待料金のご案内チラシが届いております。是非ご覧下さい。
実施期間:2013年4月1日~9月30日

ダイワロイヤルホテルズ

ご優待価格のご案内チラシが届いております。是非ご覧ください。
実施期間 2013年4月1日~2014年3月31日

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市中央区坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>